保険料の軽減措置

●均等割額の軽減（平成27年度）

次の所得等の被保険者は、均等割額が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の平成26年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる場合	9割軽減 4,403円／年
	上記以外の場合	8.5割軽減 6,604円／年
33万円＋26万円×被保険者数以下の場合		5割軽減 22,016円／年
33万円＋47万円×被保険者数以下の場合		2割軽減 35,225円／年

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります。
※軽減判定の際には、「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
※軽減判定は、賦課期日（平成27年4月1日または資格取得日）時点で行われます。